秋田市公文書管理条例施行規則(仮称)(案2)

別表 (第4条関係)

	公文書名	保存期間
条例	および規則等の設定又は改廃およびその経緯に関する	文書
1	条例の設定又は改廃およびその経緯に関する文書	30年
2	規則の設定又は改廃およびその経緯に関する文書	30年
3	訓令の設定又は改廃およびその経緯に関する文書	30年
4	要綱等の制定又は改廃およびその経緯に関する文書	30年
議会	に関する文書	
5	議会への議案等の提出およびその経緯に関する文書	30年
6	議会開会およびその経緯に関する文書	30年
7	議決等に関する文書	30年
8	請願又は陳情に関する文書	30年
複数	の実施機関による申合せ又は他の実施機関、市民もし	くは事業者に
対し	て示す基準の設定およびその経緯に関する文書	
9	複数の実施機関による申合せおよびその経緯に関す	10年
	る文書	
10	他の実施機関に対して示す基準の設定およびその経	10年
	緯に関する文書	
11	市民又は事業者に対して示す基準の設定およびその	10年
	経緯に関する文書	
実施	機関又はその長等で構成される会議又は実施機関にお	ける管理職を
含む	職員で構成される重要な会議その他これらに準ずる会	議の決定又は
了解	およびその経緯に関する文書	
12	実施機関又はその長等で構成される会議又は実施機	10年
	関における管理職を含む職員で構成される重要な会	
	議その他これらに準ずる会議の決定又は了解および	
	その経緯に関する文書	
審議	会、協議会等の会議の決定又は了解およびその経緯に	関する文書
13	審議会、協議会等の会議の決定又は了解およびその	10年

	経緯に関する文書	
個人	、又は法人の権利義務の得喪およびその経緯に関する文	書
14	処分基準、審査基準および標準処理期間の設定およ	10年
	びその経緯に関する文書	
15	許認可等の決定およびその経緯に関する文書	許認可等の効
		力が消滅する
		日を保存期間
		が確定する日
		として起算日
		を定め、その
		日から5年
16	不利益処分およびその経緯に関する文書	5 年
17	不服申立てへの対応およびその経緯に関する文書	裁決、決定そ
		の他の処分が
		される日を保
		存期間が確定
		する日として
		起算日を定
		め、その日か
		ら10年
18	訴訟への対応およびその経緯に関する文書	訴訟が終結す
		る日を保存期
		間が確定する
		日として起算
		日を定め、そ
		の日から10年
補助	1金等の交付およびその経緯に関する文書	
19	補助金等の交付およびその経緯に関する文書	交付に係る事
		業等が終了す
		る日を保存期

		間が確定する
		日として起算
		日を定め、そ
		の日から5年
組織	に関する文書	
20	組織に関する文書	10年
職員	の人事に関する文書	
21	職員の人事記録に関する文書	常用(無期
		限)
22	職員の兼業の許可に関する文書	5 年
23	職員の退職手当に関する文書	5 年
市の	行政の計画に関する文書	
24	市の行政の計画に関する文書	計画期間が終
		了となる日を
		保存期間が確
		定する日とし
		て起算日を定
		め、その日か
		ら10年
公共	事業(当該事業の施行に必要な工事等を含む。以下同	〕じ。)に関す
る文	書	
25	公共事業に関する文書	事業が終了と
		なる日を保存
		期間が確定す
		る日として起
		算日を定め、
		その日から10
		年
26	公共事業により整備された施設等の管理に関する文	財産の滅失等
	書	記録を保有す

		る必要がなく
		なる日を保存
		期間が確定す
		る日として起
		算日を定め、
		その日から5
		年
契約	」に関する文書	
27	契約に関する文書(25の項に該当するものを除	契約期間の終
	<.)	了となる日を
		保存期間が確
		定する日とし
		て起算日を定
		め、その日か
		ら5年
		りょサ
財産	[に関する文書	00+
財産 28	に関する文書 公有財産に関する文書	30年
		<u> </u>
28	公有財産に関する文書	30年
28	公有財産に関する文書	30年 財産の滅失等
28	公有財産に関する文書	30年 財産の滅失等 記録を保有す
28	公有財産に関する文書	30年 財産の滅失等 記録を保有する必要がなく
28	公有財産に関する文書	30年 財産の滅失等 記録を保有する必要がなく なる日を保存
28	公有財産に関する文書	30年 財産の滅失等 記録を保有する必要がなく なる日を保存 期間が確定す
28	公有財産に関する文書	30年 財産の滅失等 記録を保有する必要がなる日を保存する はなる はなこして起
28	公有財産に関する文書	30年 財産の滅失等 記録を保有する必要を保がな保存する が保存する が保定 である がい と 定め に かい こう
28 29	公有財産に関する文書	30年 財産の 英年の 滅失等 記録 を 要 日 が 保 な 保 定 て め ら 5 で は い ら 5
28 29	公有財産に関する文書 財産台帳又はそれに類する記録の管理に関する文書	30年 財産の 英年の 滅失等 記録 を 要 日 が 保 な 保 定 て め ら 5 で は い ら 5
28 29 地方 30	公有財産に関する文書 財産台帳又はそれに類する記録の管理に関する文書 強立行政法人に関する文書	30年 財 記録 と 等 で を 要 日 が と を 明 日 日 の と を 日 か と を 日 か ら ら 年

32	表彰式等の式典に関する文書	30年	
文書	書管理に関する文書 		
33	文書の管理に関する文書	常用(無期	
		限)	
34	保存期間が満了した文書に関する文書	5 年	